

改憲阻止は民衆の未来をきりひらく闘いです！

安倍首相は「96条から変える」と言っていますが、自民党の改憲案はまさに全面的です。戦争放棄の9条を変え、基本的人権をことごとく破壊し、国家権力が国民を支配する憲法につくり変えようとしています。

なぜか。彼ら支配者は、自分たちの利益のために、「命よりカネの社会」をなんとしても維持しようとしているからです。

国債の日銀引き受けを続けるアベノミクスは戦時財政、破産は必至です。安倍政権の「成長戦略」とは、原発を推進し、「解雇自由」の社会にするものです。安倍政権は、大失業と戦争に突き進んでいます。

安倍政権の憲法改悪を絶対に阻止しましょう！ 改憲を阻む闘いは、戦争を阻止し、労働者民衆の未来を切り開く闘いです。福島、沖縄の怒りとともに、世界の労働者民衆の闘いととも、職場から、学園から、全国津々浦々で怒りの闘いを巻き起こしましょう！

百万人署名運動・呼びかけ人

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| 位田浩（弁護士） | 西館庄吉（元青森県職労副委員長） |
| 大西俊夫（元日教組愛媛委員長） | 西山勲（東京・三多摩連絡会前代表） |
| 小山内美江子（脚本家） | 野田隆三郎（岡山大学名誉教授） |
| 小野寺哲（「平和」を守る戦中派の会代表） | 葉山岳夫（弁護士） |
| 鎌倉孝夫（経済学者） | 平井文則（日本基督教団牧師） |
| 北本修二（弁護士） | 古川純（専修大学名誉教授） |
| 木幡篤孝（広島大学教員） | 松浦武生（島根人類愛善会会長） |
| 崎浜秀俊（沖縄県高退教前会長） | 宮城泰年（京都・聖護院門跡門主） |
| 白井佳夫（映画評論家） | 三吉明（日本基督教団牧師） |
| 鈴木哲男（千葉県連絡会幹事） | 森田恒一（牧師） |
| 高島章（弁護士） | 山崎道人（全労協顧問） |
| 高山俊吉（弁護士、憲法と人権の日弁連をめぐす会代表） | 梁石日（作家） |
| 田中博一（日本アラブ未来協会代表） | 渡辺登（JMIU日本信号支部元委員長） |
| 中道雅史（青森県連絡会代表） | 渡部敬直（牧師） |
| 西川重則（平和遺族会全国連絡会代表） | 以上29人（2013年8月1日現在） |

とめよう戦争への道！百万人署名運動

〒101-0061千代田区三崎町2-20-7-303 tel.fax.03-5211-5415 million@mqc.biglobe.ne.jp

安倍政権の改憲を許すな！



改憲と戦争に絶対に反対しよう
事務局長 西川重則



私たちは「憲法9条を変えるな」「日米安保はいらない」「沖縄に基地はいらない」と訴えています。いま、アメリカと日本の政府は、沖縄の基地を強化し、朝鮮半島での戦争危機をおおっています。かつて日本は国益と領土拡大をこそ創り出すべきです。その歴史の事実を、学び、アジアをはじめ世界の民衆との国際連帯を強めて、戦争への道を決めるため全力をつくしましょう。

とめよう戦争への道！百万人署名運動
<http://million.at.webry.info/>

権力を縛る憲法から、国民を支配する憲法に!

現憲法

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、…現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

自民案

→全文削除!



第 102 条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。…

これが自民党の改憲案だ

…… 基本的人権をことごとく破壊!

第 12 条 …国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

自民案

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、保障する。公務員については、…前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。



96条の改悪を改憲の突破口に!

現憲法

第 96 条 この憲法の改正は、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない…

自民案

第 100 条 この憲法の改正は、…両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない…

自衛隊を「国防軍」に、武力行使や参戦を可能に!

現憲法

第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民案

第 9 条 …武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。第 9 条の 2 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

「国家緊急権」を新設し、憲法停止の戒厳令を可能に!

